

【 検 査 】

260 爪白癬の診断確定時の微生物学的検査の算定について

《令和6年7月31日》

○ 取扱い

爪白癬の診断確定時の次の微生物学的検査の算定は、原則として認められる。

- (1) D017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査「3」その他のもの
- (2) D018 細菌培養同定検査「5」その他の部位からの検体
- (3) D018 細菌培養同定検査「6」簡易培養

○ 取扱いを作成した根拠等

爪白癬は、爪甲、爪床、又はその両方に生じる真菌感染症である。診断は爪甲の変形や変色等の外観評価、直接顕微鏡検査（直接鏡検法）と真菌培養法を中心に実施する。

以上のことから、爪白癬の診断確定時の上記(1)から(3)の微生物学的検査の算定は、原則として認められると判断した。